

事務連絡
令和7年8月12日

(別記関係団体) 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について（周知依頼）

標記について、別紙のとおり、各都道府県知事宛てに通知しましたので、ご了解いただくとともに、貴団体会員等へ周知いただきますようお願いいたします。

(別記)

公益社団法人 日本歯科医師会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 国立大学附属病院長会議
一般社団法人 日本慢性期医療協会
日本赤十字社
社会福祉法人 恩賜財団済生会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人 北海道社会事業協会
健康保険組合連合会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
国立健康危機管理研究機構
国家公務員共済組合連合会
公立学校共済組合
日本私立学校振興・共済事業団
国立療養所松丘保養園
国立療養所東北新生園
国立療養所栗生楽泉園
国立療養所多磨全生園
国立駿河療養所
国立療養所長島愛生園
国立療養所邑久光明園
国立療養所大島青松園
国立療養所菊池恵楓園
国立療養所星塚敬愛園
国立療養所奄美和光園

国立療養所沖繩愛楽園
国立療養所宮古南静園

(別紙)

医政発 0812 第 1 号
令和 7 年 8 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について（通知）

医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 83 号）が本日別添のとおり公布され、公布日から施行されることとなりました。

改正の主な内容等は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御覧知いただくとともに、貴管内の医療機関、関係団体に対して周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の主な内容

病床機能報告について、病床機能報告対象病院等（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 第 1 項に基づき、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものをいう。）の管理者は、厚生労働省令で定める基準日から厚生労働省令で定める期間（以下「省令で定める期間」という。）が経過した日における病床の機能の予定（以下「基準日後病床機能」という。）等を都道府県知事に報告しなければならないこととされている。

基準日後病床機能に係る省令で定める期間については、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 33 の 4 において、平成 37 年 6 月 30 日までの期間とすることとされているが、今般、「新たな地域医療構想等に関する検討会」が令和 6 年 12 月 18 日に公表した「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」において、「現行の地域医療構想の取組について、2026 年（令和 8）年度も継続すること」とされたことを踏まえ、省令で定める期間を 1 年延長する改正を行う。

第 2 施行期日等

公布日：令和 7 年 8 月 12 日

施行期日：公布日

以上

○厚生労働省令第八十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十三第一項第二号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十二日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間） 第三十条の三十三の四 法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、令和八年六月三十日までの期間とする。	（法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間） 第三十条の三十三の四 法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、平成三十七年六月三十日までの期間とする。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

医政発 0812 第 1 号
令和 7 年 8 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について（通知）

医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 83 号）が本日別添のとおり公布され、公布日から施行されることとなりました。

改正の主な内容等は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内の医療機関、関係団体に対して周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の主な内容

病床機能報告について、病床機能報告対象病院等（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 第 1 項に基づき、病院又は診療所であつて療養病床又は一般病床を有するものをいう。）の管理者は、厚生労働省令で定める基準日から厚生労働省令で定める期間（以下「省令で定める期間」という。）が経過した日における病床の機能の予定（以下「基準日後病床機能」という。）等を都道府県知事に報告しなければならないこととされている。

基準日後病床機能に係る省令で定める期間については、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 33 の 4 において、平成 37 年 6 月 30 日までの期間とすることとされているが、今般、「新たな地域医療構想等に関する検討会」が令和 6 年 12 月 18 日に公表した「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」において、「現行の地域医療構想の取組について、2026 年（令和 8）年度も継続すること」とされたことを踏まえ、省令で定める期間を 1 年延長する改正を行う。

第 2 施行期日等

公 布 日：令和 7 年 8 月 12 日

施行期日：公布日

以上

○厚生労働省令第八十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十三第一項第二号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十二日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間） 第三十条の三十三の四 法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、令和八年六月三十日までの期間とする。	（法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間） 第三十条の三十三の四 法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、平成三十七年六月三十日までの期間とする。

附則
この省令は、公布の日から施行する。